

- 技術基準改正(白熱電球及び蛍光ランプ)に関する情報 -

(財)電気安全環境研究所

本資料は、電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(経済産業省令 第40号)により、技術基準が改正された箇所を説明するための参考資料です。改正に係る部分について、技術基準の別表第八2(86の5)「白熱電球」及び(86の6)「蛍光ランプ」から抜粋し、改正された点について赤字で示してあります。

内容については正確を期しておりますが、正式には官報(平成19年5月25日付、官報第4590号)等にてご確認をお願いいたします。

経済産業省令 第40号 (施行日:平成19年5月25日)

別表第八2

(86の5) 白熱電球

イ 構造

- (イ) ガラス封じ部の導入線は、複合封入線を使用してあること。
- (ロ) 導入線とフィラメント及び口金との接続は、確実であること。
- (ハ) 導入線と口金との接続には、腐食性媒剤を使用しないこと。
- (ニ) 口金のかん合部の寸法は、JISC 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金」に適合すること。

ロ 口金の接着強さ(省略)

(86の6) 蛍光ランプ

イ 構造

- (イ) ガラス封じ部の導入線には、複合封入線を使用してあること。
- (ロ) 導入線と電極及び口金との接続は、確実であること。
- (ハ) 導入線と口金との接続には、腐食性媒剤を使用しないこと。
- (ニ) 口金のかん合部の寸法は、JISC 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金」に適合すること。

ロ 口金の接着強さ

- (イ) 次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金ピン根元とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

口金の種類及び大きさ		ねじりモーメント (Nm)
ピンが2本のもの	G 5	0.6
	G 13	2
	G X 5 3	3
ピンが1本のもの		2

- (ロ) 次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金胴部とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

(表省略)

- (ハ) 次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金ねじ部とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

(表省略)

ハ 雑音の強さ(省略)

以上